

ID: 237

担当部署: 上下水道局

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道条例 第5条		
例 規 番 号	平成17年条例第151号		
【根拠条文】 (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し市長の確認を受けなければならない。 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更であって事前にその旨を市長に届け出たときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文、長門市下水道条例施行規則第4条の規定による。 (排水設備の基準) 第4条 排水設備の設計は、次の基準によるものとする。ただし、特別な事情があつて市長の承認を受けたときは、この限りでない。 (1) 排水管 ア 排水管内径は、100ミリメートル以上とする。ただし、一部の雨水を排除する延長3メートル以下の排水管内径は、75ミリメートル以上とすることができる。 イ 排水管のこう配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とする。 ウ 排水管に枝管を取り付ける部分にはY字型の枝付管を、排水管に曲管を取り付ける部分には大曲管を用いる。この場合において、曲管には、枝管を取り付けてはならない。 エ 配管材料は、すべて日本産業規格品又はこれに準ずるものを使用する。 オ 排水管の土かぶりは、公道内では当該道路管理者の指示するところとし、私道内では45センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上とする。 (2) 汚水枳(ます) ア 排水管の起点、屈曲点、合流点、こう配又は管径が変わる箇所には、必ず枳(ます)を設ける。 イ 暗渠の直線部には、内径の120倍を超えない範囲内に枳(ます)を設ける。 ウ 枳蓋(ますふた)は、密閉蓋(ふた)とする。 エ 枳(ます)の底部には、下水の沈澱(でん)堆積を防ぐため半円型のインバート(下部に設ける曲面)を設ける。 オ 枳(ます)の大きさは、排水管内径及び埋設の深さに応じ検査又は清掃に支障のない大きさとする。 (3) 雨水枳(ます) ア 底部には、深さ15センチメートル以上の泥溜(ため)を設ける。 イ 枳(ます)の大きさは、汚水枳(ます)に準ずる。 (4) その他の枳(ます) 防臭枳(ます)等については、それぞれ所要の位置に設けることとし、その大きさは、汚水枳(ます)に準ずるものとする。この場合において、水封のための深さは、5センチメートル以上とする。。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日